介護保険負担限度額認定申請について

■　申請に必要なもの

本人が申請する場合

①負担限度額認定申請書

②印鑑（認印）

③預貯金等の額が確認できるもの

預貯金の場合は貯金通帳、有価証券の場合は証券会社の口座残高の写しなど
（配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。）

④本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

⑤本人の身元確認ができるもの

個人番号カード、運転免許証など、顔写真付きのものであれば１点
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証など、顔写真のないものであれば２点

代理人(ご家族等)が申請する場合

①負担限度額認定申請書

②印鑑（認印）

③本人及び本人の配偶者の預貯金等の額が確認できるもの

預貯金の場合は貯金通帳、有価証券の場合は証券会社の口座残高の写しなど
（本人に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。）

④本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

⑤代理人の身元確認ができるもの

個人番号カード、運転免許証、居宅介護支援専門員証など、顔写真付きのものであれば１点
健康保険被保険者証、共済組合員証、年金手帳など、顔写真のないものであれば２点

⑥代理権の確認ができるもの

委任状（本人の介護保険被保険者証や加入している医療保険の保険証などをお持ちいただければ、それにより代理権のあるものとみなしますので委任状は不要です。）

■　利用者負担段階と負担限度額

負担限度額認定の対象者及び各利用者負担段階の負担限度額（日額）は以下の表のとおりです。

利用者負担段階	対　象　者	負担限度額（日額）				
		部　屋　代			食　費（施設入所）	食　費（ショートステイ）
第１段階	・生活保護等を受給されている方 ・市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金を受給されている方	多床室		0円	300円	300円
		従来型個室	特養	320円		
			特養以外	490円		
		ユニット型個室的多床室		490円		
		ユニット型個室		820円		
第２段階	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	多床室		370円	390円	600円
		従来型個室	特養	420円		
			特養以外	490円		
		ユニット型個室的多床室		490円		
		ユニット型個室		820円		
第３段階①	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方	多床室		370円	650円	1,000円
		従来型個室	特養	820円		
			特養以外	1,310円		
		ユニット型個室的多床室		1,310円		
		ユニット型個室		1,310円		
第３段階②	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える方	多床室		370円	1,360円	1,300円
		従来型個室	特養	820円		
			特養以外	1,310円		
		ユニット型個室的多床室		1,310円		
		ユニット型個室		1,310円		